資料１

福島県総合計画の改定について

1　改定の理由

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」）は、本県に甚大な被害をもたらしました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、収束の時期の見通しが未だ立っておらず、多数の県民が県内外への避難を余儀なくされています。

この未曾有の大災害により、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化したことから、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」（以下、「総合計画」）については、現状を踏まえながら、今後全体的な見直しを進めてまいります。

しかしながら、原発事故が収束していない中で、被害状況の全体像及び総合計画への影響の度合いは確定していない状況となっています。

このような中でも、本県の復旧・復興の取組みは喫緊の課題であることから、県は平成23年８月11日に「福島県復興ビジョン」を決定しました。復興ビジョンにおいては、今回の原子力災害を踏まえて、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念の一つとして打ち出したところであります。

そこで、平成23年度においては、現在の総合計画の取り組みを前提とした上で、福島県復興ビジョンが掲げた「原子力に依存しない社会をめざす」といった方向性との整合を図る観点から、電源立地地域の将来像や基本方向について緊急に見直しを行うこととします。

2　改定の対象

総合計画の見直しを以下のとおり行い、必要に応じて記載内容を改定します。

計画書の各章	平成 23 年度	平成 24 年 1 月以降
第１章 ふくしまの特性と時代潮流		見直し
第２章 ふくしまのめざす将来の姿	一部見直し	見直し
第３章 ふくしまの基本方向	一部見直し	見直し
第４章 政策分野別の重点施策		見直し
第５章 地域別の重点施策		見直し
第６章 計画の推進のために		見直し

具体的には、以下のとおり改定を行います。

○　原子力発電を記述する箇所の見直しを行います。

○　水力、火力を含む全体的な電源立地地域のうち、原子力災害が生活や産業活動全般に特に深刻な影響を与えている地域について、実情に即した将来の姿、課題、取組みの方向性を新たに記載します。

3　平成 23 年度改定の対象

平成 23 年度の改定の対象は、第２章〔ふくしまのめざす将来の姿〕及び第３章〔ふくしまの基本方向〕の一部です。

５ページの図の　　　　　部分が該当します。

福島県総合計画の構成

章	内容
第１章 ふくしまの特性と時代潮流	○ 将来の姿を描く際の基礎を共有します。
第２章 ふくしまのめざす将来の姿	○ 基本目標と将来の姿などを共有します。 ふくしまの礎　人と地域が輝く「ふくしま」 ・　子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会 ・　人々がはつらつとして活躍する社会 ・　文化やスポーツなどによる活躍の場づくり ・　力強さに満ちた地域づくりと分権型社会への対応 ・　地域住民と多様な主体でともに支える過疎・中山間地域 ・　個性的で活力に満ちた電源立地地域 活力　いきいきとして活力に満ちた「ふくしま」 安全と安心　安全と安心に支えられた「ふくしま」 思いやり　人にも自然にも思いやりにあふれた「ふくしま」
第３章 ふくしまの基本方向	○ 将来の姿の実現に向けた方向性を共有します。 人と地域１　子どもから大人まで一人ひとりの輝きと生きがいが見いだせる社会の実現 人と地域２　魅力と個性にあふれた地域社会の実現 ・　力強さに満ちた地域づくりと分権型社会への対応 ・　地域住民と多様な主体でともに支える過疎・中山間地域 ・　個性的で活力に満ちた電源立地地域 活力１　地域に根ざした力強い産業の育成 活力２　多様な交流ネットワークの形成 安全と安心１　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり 安全と安心２　さまざまなリスクに対して安全で安心な社会の実現 思いやり１　支え合いの心が息づく社会の形成 思いやり２　美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現
第４章 政策分野別の重点施策	○ 政策分野ごとに重点的に推進する施策と施策の達成度を測る指標などを示します。
第５章 地域別の重点施策	○ 各地域において、重点的に推進する施策を示します。
第６章 計画の推進のために	○ 計画推進の考え方、県民運動の展開、実効性の確保、重点プログラムについて示します。

4　電源立地地域の定義

本県には、会津地方の水力、浜通り地方の火力、原子力など多くの発電所が立地し、首都圏のうち東京を中心とする１都３県に対し、消費電力の約３分の１を供給するなど、電力供給県として我が国の社会経済の発展に大きく貢献してきました。

福島県内の主な発電所(出力量)

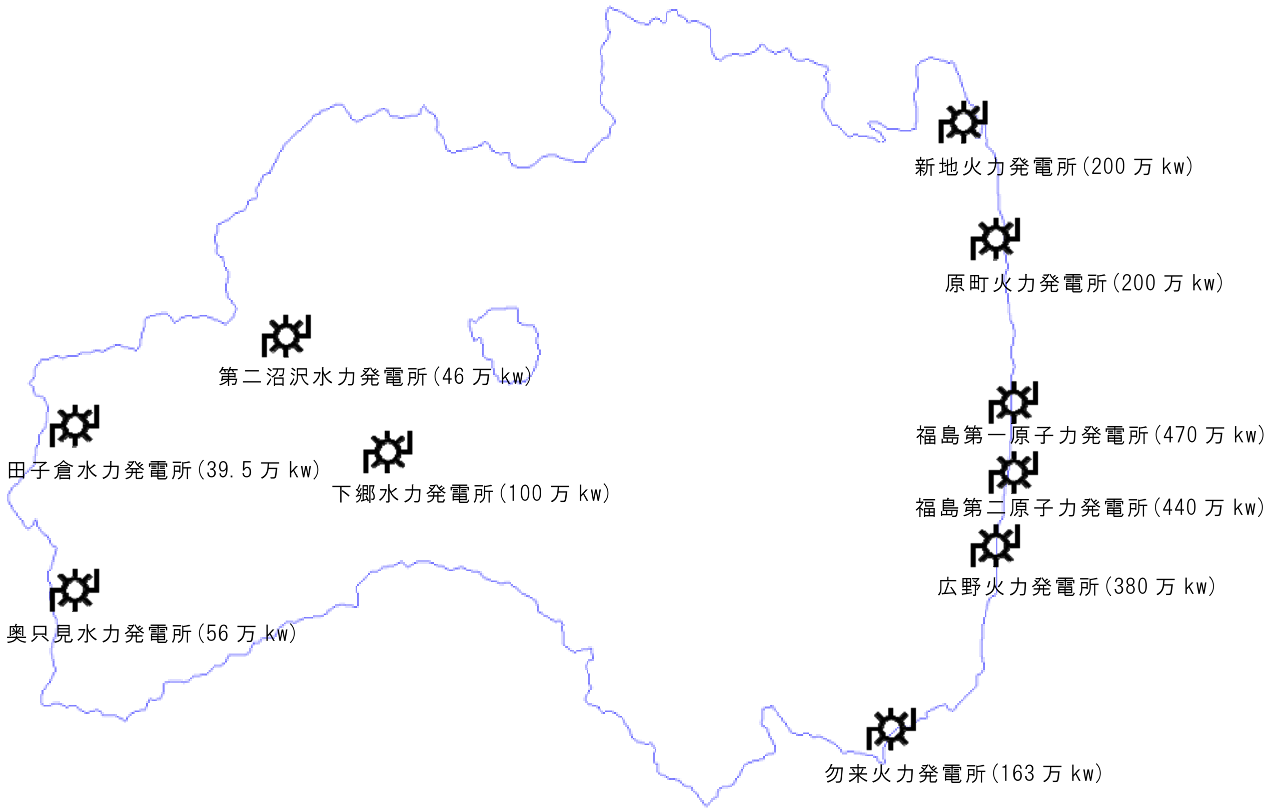

総合計画における電源立地地域とは、水力・火力・原子力発電所が立地し、電源立地地域対策交付金の交付対象となっている、浜通り地方と会津地方を中心とした県内 45 市町村のことをいいます。

電源立地地域(県内 45 市町村)

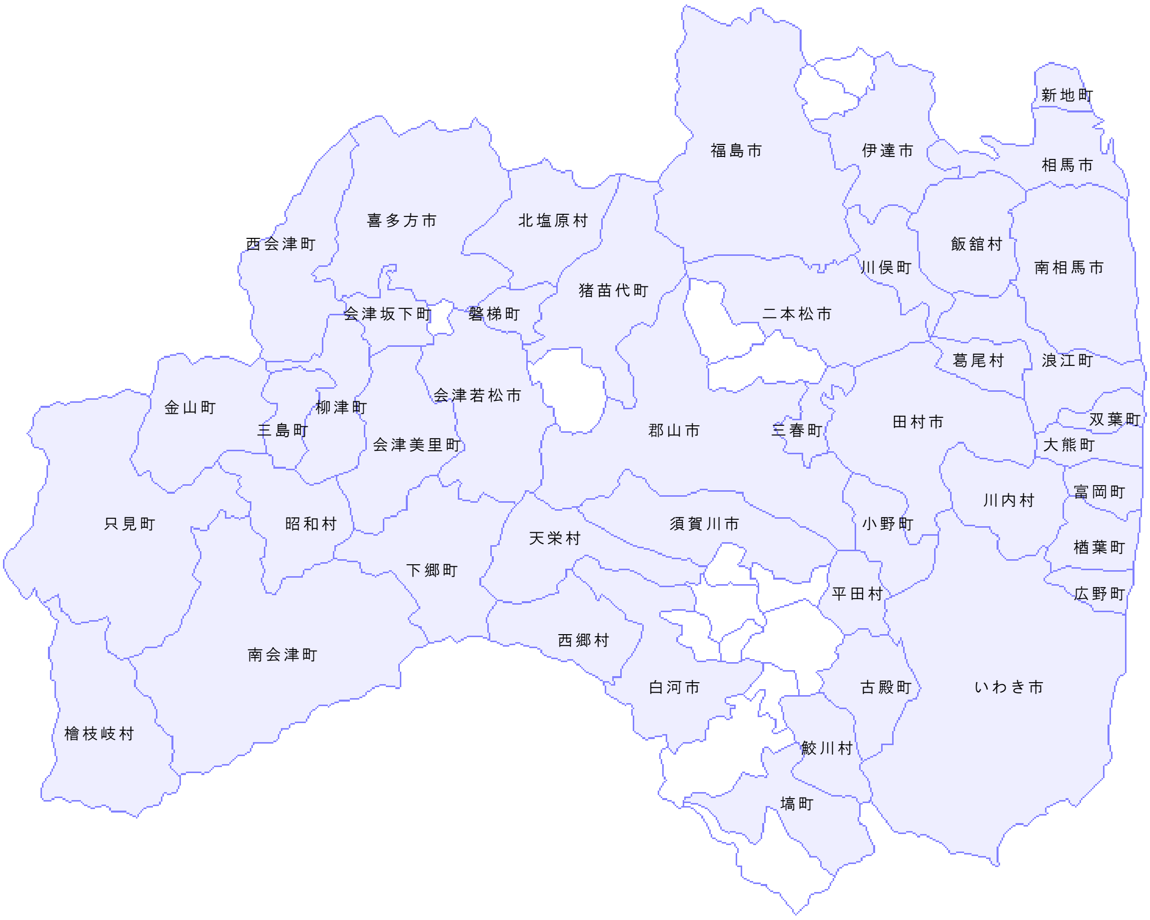

なお、県として、県下全域を対象とした事業を、電源立地地域対策交付金を活用して実施していることから、県内に発電所が立地していることによる影響は、直接的又は間接的に全市町村に及んでいます。

5　電源立地地域の区分

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、広範囲に及んでいます。

総合計画では、産業振興を基軸とした電源立地地域全体の将来の姿・課題・取組みの方向性を記載しており、地域別に記載内容を分けることはしていませんでした。しかし、放射性物質による土壌汚染など、原子力災害の影響は地域によって状況が異なっています。

電源立地地域のうち、原子力災害が生活や産業活動全般に特に深刻な影響を与えている地域を、「避難区域等を有する市町村の区域※」と定義します。

〔※避難区域等を有する市町村の区域〕

平成 23 年９月１日現在、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された地域を有する市町村とします。対象となる市町村は 12 市町村です。

これらの市町村では、産業活動の停止を余儀なくされている、または、産業活動の継続が可能であっても、市町村の区域が上記の区域によって分断されているため、地域経済に支障が生じています。

なお、上記に該当しない地域であっても、浜通り地方や中通り地方を中心に、放射性物質による土壌汚染など、共通する課題はあるものの、頭書の整理のとおり、今回の改定はあくまで 12 市町村の区域に限定して行うものとします。
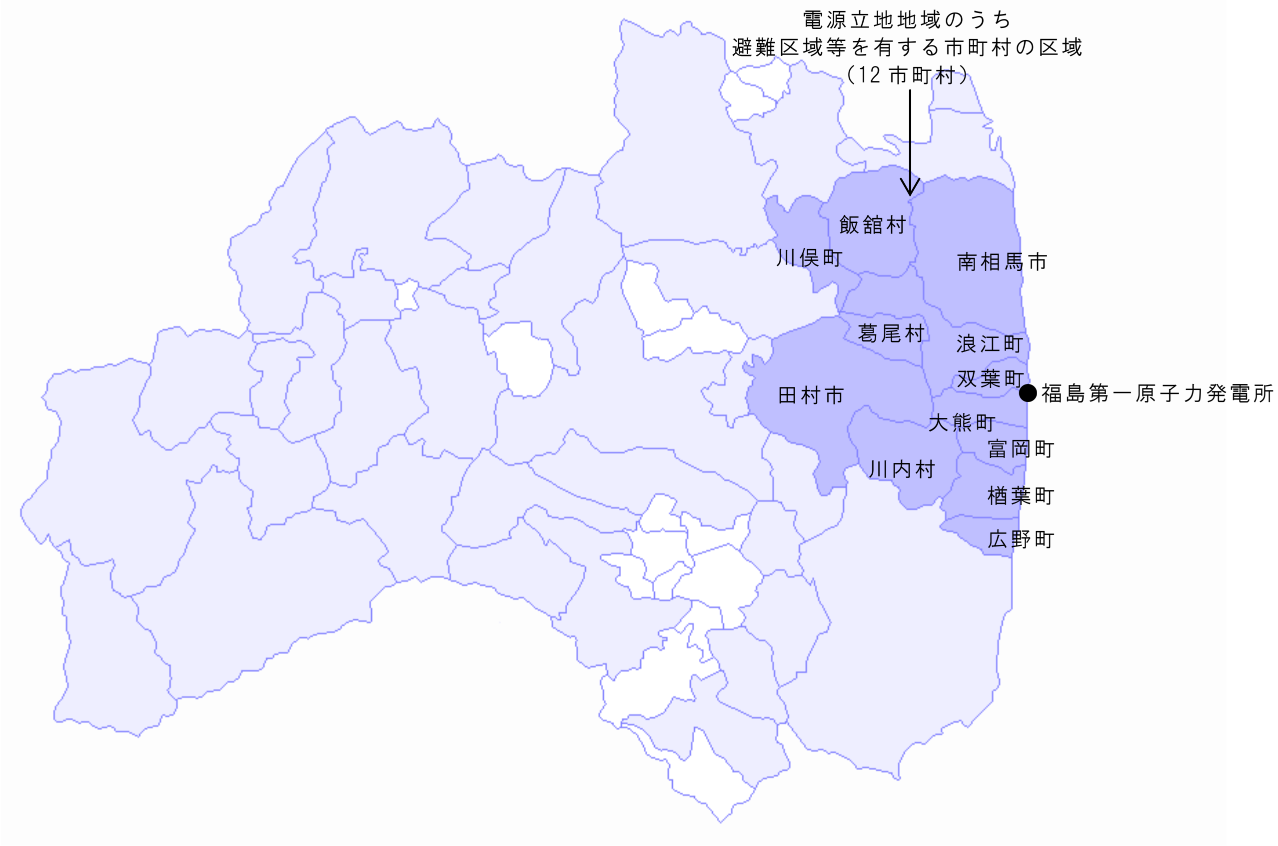
避難区域等を有する市町村の区域